

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第93回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和6年8月2日（金） 11：15～11：37

Web審議による開催

第2 出席した委員（敬称略）

佐々木 百合（分科会長）、谷川 史郎（分科会長代理）、実積 寿也、
滝澤 光正、巽 智彦、三浦 佳子

（以上6名）

第3 出席した関係職員等

牛山郵政行政部長、折笠郵便課長

事務局：坂平情報流通行政局総務課課長補佐

第4 議題

諮問事項

内国郵便約款の変更認可【諮問第1256号】

開 会

○事務局（坂平） 委員の皆様、おはようございます。事務局の坂平です。本日は、お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は委員7名中6名の委員の御出席をいただいております。定足数を満たしております。

それでは、定刻になりましたので、郵政行政分科会第93回を開催いたします。

恐れ入りますが、佐々木分科会長におかれましては、議事の進行をよろしくお願いいたします。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会第93回を開催いたします。

本日はウェブ審議を開催しており、委員7名中6名が出席されておりますので、定足数を満たしております。ウェブ審議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

それでは、お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は、諮問事項1件でございます。

諮問第1256号「内国郵便約款の変更認可」について、総務省から説明をお願いいたします。

○折笠郵便課長 おはようございます。総務省郵便課長の折笠でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから諮問第1256号「内国郵便約款の変更認可」について、資料93-1に基づきまして御説明をさせていただきます。

最初に、委員会限り資料について御案内をさせていただきます。資料の9ページの下部でございますけれども、赤枠の部分がございまして、赤枠内は委員限りということに記載させていただいております。当該部分につきましては、非開示の経営情報等であるということで、委員限りの取扱いとさせていただいております。御審議の中におかれましても、この部分の記載内容につきましては、直接触れることがないようにお願いいたします。

続きまして、資料の構成について簡単に触れさせていただきます。1ページが諮問書、2ページ、3ページが審査結果、4ページ、5ページが日本郵便株式会社からの約款変更認可の申請書、6ページ以降が説明資料となっております。説明資料に基づきまして、御説明をさせていただきます。

7ページを御覧ください。こちら、郵便約款制度についてでございます。「第1 内国郵便約款の認可について」ということで、1でございますけれども、郵便法第68条第1項に基づきまして、日本郵便株式会社は、郵便の役務に関する提供条件について郵便約款を定めなければならないこととされております。また、2のとおりでございますけれども、日本郵便は郵便約款を変更しようとするときは総務大臣の認可を受けなければならないこととされております。さらに、3のとおり、総務大臣が郵便約款の変更の認可を行うに当たりましては、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとされております。

下段の図が今回の一連の手続の流れでございます。ちょうど郵便料金改定の届出がございました6月13日に、日本郵便株式会社から約款変更の認可申請がございまして、総務省で審査を行った結果について、本日諮問を行わせていただくものでございます。仮に御審議の結果、諮問について適当との答申がいただけました場合には、総務大臣による認可を行いまして、10月1日から日本郵便において新しいサービスの開始を行う予定でございます。

8ページ以降が具体的な申請内容の説明となります。まず、申請の概要でございます。今回、差出方法の変更の申請があった郵便書簡につきましては、「ミニレター」の愛称を持っております、封筒兼用の便箋でございまして、郵便法第20条において、第一種郵便物の一つとされております。また、その規格及び様式につきましては、日本郵便が郵便約款で定めて発行するものとされております。

9ページの下段に郵便書簡のイメージが掲載されておりますので、そちらを御覧いただきまして、こちらの郵便約款で定められた規格の紙でございますけれども、これを折り目の部分から折り畳みまして、のり付けして差し出すことで、中に便箋が含まれた封筒の形になるというものでございます。

8ページに戻りまして、郵便約款第19条に定める郵便書簡の差出方法におきましては、原則としまして、郵便書簡に他のものを封入して、あるいは、その外部に他のものを添付して差し出すことはできないものとされております。ただ、その例外といたしまして、全体の重量が25グラムを超えない範囲におきまして、①写真、紙片等で薄いものを封入すること、②その外部に薄い紙またはこれに類するものを容易に剥がれないよう全面を密着させて添付すること、などは可能とされているところでございます。

今回、日本郵便から申請がありました約款の変更におきましては、この例外のうち、①の郵便書簡の封入物につきまして、厚さ1センチメートル以下という制限を設けた上で、現在、写真、紙片等薄いものとされております封入物の制限を撤廃しようとするものでございます。そのための約款の変更部分の抜粋が8ページ下段の新旧対照表となっております。

9ページ目に行っていただきまして、「2 変更を必要とする理由」でございますが、利用者の利便性を向上させることにより、郵便の利用の維持・拡大を図るためということでございます。

また、「3 実施予定期日」につきましては、周知期間なども考慮いたしまして、料金の改定と同じ本年10月1日を予定しているところでございます。

「4 補足」で、本申請の背景等について触れさせていただきます。郵便書簡につきましては、現在、主に個人間の通信において、写真やカードなどの紙片を封入して利用されているところでございますが、近年、利用者から郵便局を通じまして、例えばアクリルスタンドでありますとか缶バッジなど、紙以外のものも封入できるようにしてほしいという要望が寄せられているところでございます。これを受けまして、日本郵便におきましては、先ほど御説明申し上げましたように、厚さ制限を設けた上で封入物の制限を撤廃しようとするものでございます。

また、本年10月からは25グラム以下の定形郵便物をはじめとしまして、郵便料金の値上げが予定されております。今回、日本郵便におきましては、このような利用者か

らの要望を受けたサービスの改善によりまして、郵便の利用の維持・拡大を図るということを目的としております。

続きまして、今回の認可申請に対する審査結果について御説明をいたします。2ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

冒頭に結論の部分から記載がございますが、今回の日本郵便株式会社からの内国郵便約款の変更認可の申請につきましては、郵便法及び郵便法施行規則の規定に適合したものと認められることから認可することが適当であるとしております。

具体的な審査は表のとおりでございます。今回の変更に関する部分といたしましては、まず、郵便法第68条第2項第1号イ、この法律またはこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項が適正かつ明確に定められていることにつきましては、同条第1項の規定によりまして、郵便約款で定めることとされております郵便の役務に関する提供条件につきましては、適正かつ明確に定められているということでございます。

また、2ページの一番下段でございますけれども、第68条第2項第2号につきましては、今回の約款の変更内容が全ての郵便書簡の利用者に同じ取扱いを求めるものでございまして、特定の者に対し、不当な差別的取扱いをするものではないこととしております。

次の3ページに行ってくださいまして、郵便法施行規則第28条各号で、申請書の形式的な要件について定めておりますが、新旧の対照を明示した郵便約款、それから実施の予定期日、変更を必要とする理由を明示した申請書が今回提出されていることがそれぞれ認められるということで、認可することが適当としているところでございます。

最後、1ページに行ってくださいますが、今回の諮問書でございますけれども、このような審査結果を受けまして、本件の認可申請につきまして、認可をすることとしたいということで諮問をさせていただいているところでございます。

駆け足になりまして恐縮ですが、説明は以上となります。本件につきまして、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、チャット機能のほうに書き込んでお申し出ください。特に御意見はございませんでしょうか。

○異委員 すみません、異です。

○佐々木分科会長 異先生、お願いします。

○異委員 ありがとうございます。御説明は大変よく分かりまして、利用者のニーズに沿った改正ということで異議はないのですけれども、確認させていただきたいことがございます。従来、写真、紙片等で薄いものを封入するという条件だった部分を、厚さ1センチメートルを超えない範囲内と改正されるということで、趣旨としては、写真、紙片等に含められるかどうか怪しいアクリルスタンドとか缶バッジを含めるということと、あと、厚さの上限をきちんと決めるという2点があるように伺いました。このうち後者の、厚さの上限1センチメートルまでという部分は、何かほかのサービスとの平仄を見て決められたのかどうか、そこがもし分かればお伺いしたいと思います。

○折笠郵便課長 折笠でございます。異先生ありがとうございます。御質問の点でござ

いますけれども、まさに定形郵便物が厚さ1センチメートルとされているということもございまして、もともと郵便書簡の趣旨が簡易の通信の用に供するということと、郵便物の定形化を目的として作られているものということで、定形郵便物に倣いまして、厚さ制限を1センチメートルとさせていただいているところでございます。

○巽委員 定形郵便に倣うということは非常に明確な趣旨だと思います。ありがとうございます。よく分かりました。

○三浦委員 すみません。私もチャットがうまく出せなくて、三浦です。質問よろしいでしょうか。

○佐々木分科会長 三浦委員、お願いいたします。

○三浦委員 現在、ファンクラブ通信のようなものに、例えば、缶バッジとか、アクリル製の薄いものというのが流行っていて、そのニーズに応えてほしいというのは当然、事業者さんから出てくる要望かと思います。特に大量に、何千人ものファンに向けて何かを送ったりしたい時などにはそういう御要望が出たのかなというのは推測できますし、それに応じて差し上げるということはいいいと思います。

ただ、難しいのは、例えば友人間などでのやりとりの際、1センチというのがなかなか分かりにくいわけですね。例えば事業所などから出すときには、測るものがあったり、相手方に迷惑かけないようにしなきゃいけないとか気を付けますが、一般の方がそれを、1センチがよく分からないといったケースもあると思います。

私なぜこういう質問したかという、実は今あるレターパックをこの間、出そうとしたときに、郵便局から厚みが超えていますと戻ってきました。結局高い方のレターパックに入れ直さなきゃいけないということでした。切手を貼って足せば上のランクのものが出せるわけではなく、レターパックを1回全部開封して、もう1回、違う上のランクのものを買い直しして出さなきゃいけないということを初めて窓口で言われて知りました。そういうことを考えると、例えばこれが例えば1.5ミリとかになったときに、追加料金みたいな形って、どうすればユーザーには分かるのでしょうか。1ユーザーとしての質問です。

○折笠郵便課長 ありがとうございます。まず、御質問の一つ目、追加の料金を払えば差し出せるのかという点は、おっしゃるとおり、追加の料金を払えば差し出せることとなります。

今回の1センチの制限を設けることにつきましては、また、郵便書簡の注意事項などでもお示しすることとしておりますし、また、仮に1センチを超えるかどうか分からない場合につきましては、窓口まで行っていただけると、スケールがありまして、それで1センチに収まっているかどうかというところを確認できますので、明らかに1センチを下回っている場合はもちろんポストに投函していただければ良いと思いますけれども、ちょっと不安な場合につきましては窓口に行っていただければ、その場でお確かめして、要すれば追加の切手等を貼っていただく形になる、もしくは1センチ以内に収める形にいただくことになるかもしれないですけども、確認をしてお出しいただくことができるということになってございます。

○三浦委員 ありがとうございます。オーバーした際は、追加分の切手を貼れば、そのまま出せるということであれば、利便性は確保できると思います。ありがとうございます。

ました。よく分かりました。

○佐々木分科会長 よろしいでしょうか。実積委員、お願いいたします。

○実積委員 実積です。説明ありがとうございました。今回の改正に関して異議はないですけども、総務省のほうにお伺いしたほうがいいのか、あるいは、日本郵政のほうに聞けば良いのか分からないのですが、今回の条件の緩和というものの影響について、もし御存じであれば、お伺いしたいと思います。

缶バッジとかアクリルスタンドを送れるようにやや条件を緩和したということですけども、これは、ほかの方法で送っていたものを郵便書簡で送れるようにしたということであり、利用者にとってみれば、より安い値段で送れるということで非常に利便性が高く、いい改正だと思うんですが、その一方で、郵便局のほうから見たら、今までより高いサービス、ゆうパックとか通常の封筒に入れていたものを、より安い値段で送れるようになることで、収支に関して若干のマイナス要因になると想定されているのか、あるいは、現在、アクリルスタンドや缶バッジは他社のサービスを利用しているので、それを郵便局のほうに持ってこさせるという、つまり戦略的に攻めるというか、そういった商品として導入されるので、これは郵便局の収支にとってはプラスに働くと考えておられるのか、その辺りを少しお伺いできればと思います。

○折笠郵便課長 ありがとうございます。郵便事業の収支に与える影響についてということでございます。

まず、先生がおっしゃられましたように、今ほかの郵便で出されているものが一部郵便書簡に変わる可能性は否定できないところでございますけれども、一応全体といたしまして、委員の先生向けの資料の中では今の通数を書いておりますが、今回の約款改定による規制の緩和によりまして、大体1割ぐらい通数が増えることを想定しているところでございます。

通数の増の主な内訳としましては、今、先生もおっしゃられましたように、特に他社サービスからの乗換えでありますとか、あるいは新規の需要開拓などにもつながると思っております。トータルとしては、減収にはならないものと考えておりますのと、利用者の利便性の向上を図ること自体が、今、郵便物数が減っているところでございますけれども、その維持、あるいは新規の獲得にもつながっていくものと考えているところでございまして、全体としては減収にはならないという想定で考えているところでございます。

○実積委員 分かりました。想定としては、今回、事実上の料金値下げというか、条件を緩和することで、郵便書簡という安いサービス利用できるということだけでも、それによって新しくアクリルスタンドや缶バッジを送る人が出てくるという想定ということでしょうか。

○折笠郵便課長 そうですね。そういう方ももちろんおられると思いますし、今、日本郵便が提供しております郵便以外のサービス、他社の簡易な宅配サービスみたいなものであるとか、そういったところから移動される方というのも一定数おられるものと考えております。

○実積委員 郵便書簡の料金水準というものが、他社で今現在、利用されているサービスと比べて、非常に競争的だという理解でよろしいですか。

○折笠郵便課長 ほかのサービスに比べますと、郵便書簡の料金は、御存知のとおり、定形郵便物の料金よりも安い額で今も設定されておりまして、かなり安いということで、競争的な料金になっていると考えております。

○実積委員 分かりました。今回、郵便局のほうで、こうしたより安い料金をうち出すと、他社も対応してくるというのは当然予想されるので、そのときのことも考えて対応されることを期待したいと思います。以上です。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。ほかにはよろしい……、ごめんなさい、追加で異委員、どうぞ。

○異委員 申し訳ないです。追加なんですけれども、この際ということでコメントがございます。釈迦に説法ですけれども、レターパックやスマートレターに関しては、現金を封入させて詐欺等に使われるおそれがあり、封入口に大きく注意書きをするなど、日本郵便さんのほうで各種の対策をされているものと承知しております。もし今後、缶バッチ等を封入するという形で、郵便書簡の利用がさらに普及するということになりますと、郵便書簡を詐欺等に使うということもなくなないように思いましたので、その辺りはもう既に御検討されているんだと思いますが、現金収入による詐欺被害を防ぐという意味では、郵便書簡の注意書きのところをこの際見直していただくというのもあり得るかなとは思いました。

○折笠郵便課長 ありがとうございます。御意見いただいた旨、日本郵便にもお伝えさせていただきますようにいたします。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

そうですね、異先生の御意見、私も同じように思いますので、ぜひお伝えいただければと思います。

ほかに御意見などございませんでしょうか。

それでは、諮問１２５６号につきましては、諮問のとおり認可することが適当である旨、答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することにいたします。

以上で、本日の審議は終了しました。委員の皆様から何かございますでしょうか。

それでは、事務局のほうから何かございますか。

○事務局（坂平） 事務局です。次回の郵政行政分科会につきましては、別途御連絡を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。皆様、ありがとうございました。

閉 会